

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨  
(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、  
台風第19号等に係る支援対策のポイント

---

令和元年11月  
農林水産省



# 農地・農業用施設に堆積した土砂等の撤去

農地・農業用施設に堆積した土砂等の撤去については、災害復旧事業により対応可能です。

【農地（畑）】



河川の決壊等により、農地に堆積した土砂等を撤去することで、作付け可能な状態に復旧。

【水路】



河川の決壊等により、水路に堆積した土砂等を撤去することで、通水可能な状態に復旧。

【事業主体】

都道府県、市町村、土地改良区等

【国庫補助率】

- ・ 農地 : 基準補助率 50%、激甚災害による補助率嵩上げ 96%（過去5か年の実績平均）
- ・ 農業用施設 : 基準補助率 65%、激甚災害による補助率嵩上げ 98%（過去5か年の実績平均）

# 災害査定の効率化について

- 平成29年1月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

## 1 対象となる災害及び都道府県

### (1) 対象となる災害

- ・ 区分S：激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・ 区分A：激甚災害（本激）に指定された災害

### (2) 対象となる都道府県

- ・ 農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

## 2 効率化の内容

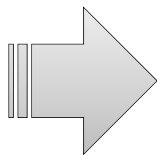
- ・ 机上査定上限額の引上げ：200万円（林道は300万円）未満 → 査定見込み件数の概ね7割※（農地・農業用施設は9割）までの額
- ・ 採択保留額の引上げ：2億円以上 → 2億円を超え採択保留された件数の概ね6割※までの額
- ・ 査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分Sにあつては、概ね9割までの額

## 3 効率化により期待される効果

- ・ 机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・ 採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・ 査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援



現在までに、

- ・ 平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号
- ・ 平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号の6つの災害で適用。

効率化による効果の一例

- （平成29年農地・農業用施設）
- 机上査定上限額の引上げにより、机上査定可能件数が56%→89%へ増加

# 事前着工による早期営農再開に向けて

## 公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

## ハウス・機械等

農業用ハウス・農業機械(中古を含む)の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

- ① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- ② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

## 自力施工

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。

# 災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組

- 近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
- このため、①国の職員派遣、②地方公共団体間の職員派遣促進、③民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

## ① 農林水産省の職員派遣

災害発生時に、農林水産省から職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

**MAFF-SAT**

（農林水産省・サポート・アドバイsteam）

派遣

被災地方公共団体等

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

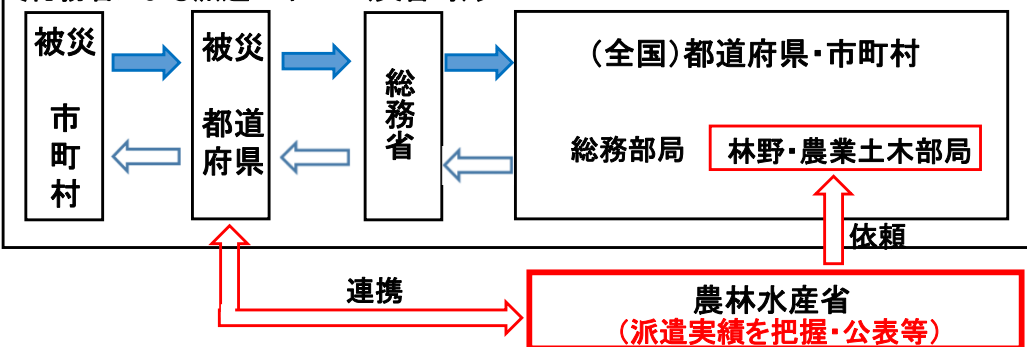
## ② 地方公共団体間の職員派遣の促進

- 通常行う総務省による職員派遣調整に加え、農林水産省が地方公共団体と直接調整。
- 地方公共団体職員研修の実施、充実。

【地方公共団体のメリット】

- ・職員派遣により、自らの災害対応力がレベルアップ。
- ・被災時に、協力が得られやすい。

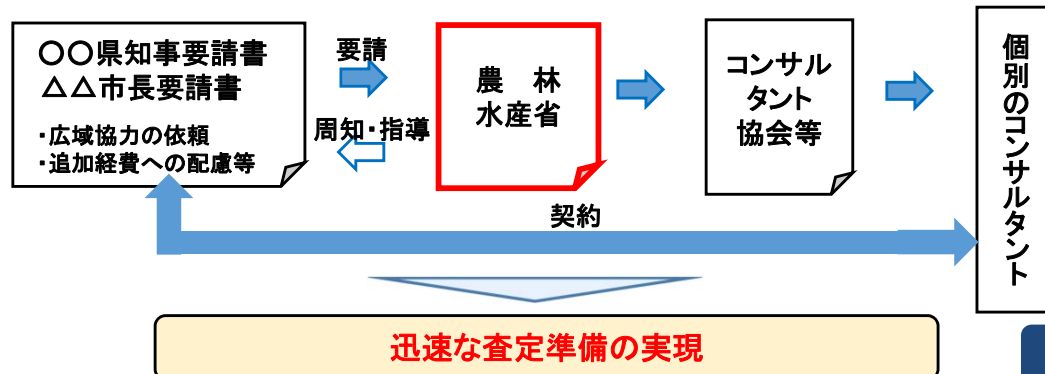
〔総務省による派遣スキーム（災害時）〕



財政措置：派遣先地方公共団体が負担（地方自治法）  
⇒実績額（給料、手当、旅費等）の8割を特別交付税で措置

## ③ 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請を受け、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。
- 激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。



- 台風第19号による被害発生後、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を人的・技術的な面から支援しています。

## 人的支援

被災地方公共団体に対し、迅速な被害の把握のため、リエゾン派遣を実施しています。

- 都道府県に35名のリエゾン派遣（ピーク時10月14日）  
（11月6日時点、5名派遣中）
- 市町村に45名のリエゾン派遣（ピーク時10月14日）  
（11月6日時点、2名派遣中）

## 技術的支援

被害を受けた農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の早期復旧のため、国の職員を派遣し、技術的助言や指導等を実施しています。

- 発災後から11月6日まで、延べ419名の職員を派遣

# 浸水被害を受けた果樹園地の早期復旧に向けた特別対策

- 台風第19号により**果樹が浸水し、樹体そのものが衰弱する被害が広範囲に発生。**
- 大規模な改植**を行う園地では、改植への支援に加え、**早期成園化**や**代替農地での営農**等の取組を支援。
- 改植を行わない園地では、**次期作に向けた、樹体の洗浄と樹勢の回復、病害まん延防止**の取組を支援。

## 今回の被害の特徴

河川の氾濫により、**広範囲に及ぶ樹園地の浸水被害**が発生



(1) **大規模な改植**が必要な園地  
・長期間の浸水により、**経営面積の大部分**で改植が必要となる場合は、**長期にわたり収入が途絶。**

(2) 改植を免れた園地  
・樹体に泥やゴミが付着し、**樹勢が衰弱**  
・浸水により、**病害が蔓延する恐れ**

## 特別対策の内容

### (1) 泥水被害を受け、改植を行う園地の取組支援

- 改植経費（伐根、苗木の植栽等）
  - ・慣行樹形：17万円/10a
  - ・省力樹形：53万円/10a（新わい化栽培）等
- 幼木の管理経費 22万円/10a

〔大規模な改植（経営面積の過半を改植）の場合〕

- 早期成園化や営農の継続・発展の取組
  - ①大苗育成の取組：20万円/10a  
⇒果実が実るまでの年数を短縮
  - ②代替農地での営農：52万円/10a  
⇒改植から成園化までの間の収入を確保
  - ③省力技術の研修：3万円/10a  
⇒営農再開後に省力・効率的生産を実現

取組例：りんごの大規模改植で新わい化栽培を導入し、  
①～③全てに取り組んだ場合、**150万円/10a**



大苗育成の取組  
(りんごのフェザー苗)



省力樹形の例  
(りんごの新わい化栽培)

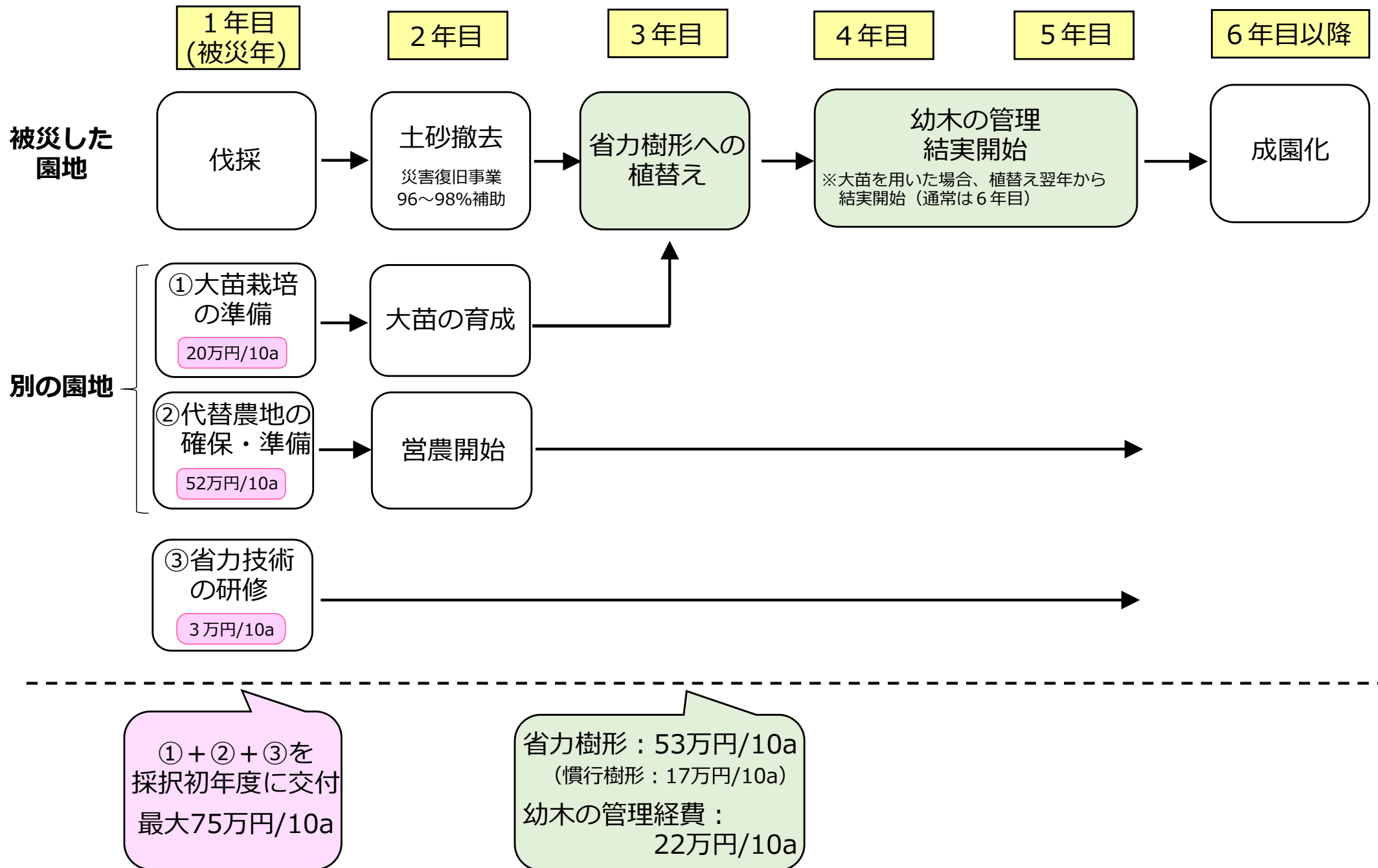
### (2) 改植を免れた園地の次期作に向けた取組支援

- 樹体洗浄と樹勢回復：7.4万円/10a
  - ・泥が付着・堆積した樹体の洗浄
  - ・樹体に絡まったゴミの除去
  - ・樹勢回復のための摘果・せん定・根切り等
- 病害まん延防止：2万円/10a
  - ・罹病した枝の除去・処分
  - ・地域ぐるみでの薬剤散布





# 浸水被害を受けた農家への支援イメージ（りんごの場合）



# 被災した稲作農家への特別対策

- 河川堤防の決壊等により、これまでにない大規模な水害が発生。保管していた米の被災など、特に稲作農家への被害が大きいことから、稲作農家の営農再開を緊急的に支援。

## 台風第19号等による被害

- 収穫後、出荷するまで自宅倉庫等に保管していた米に浸水・流出等の被害が発生し、営農再開が困難。
- 河川堤防の決壊等に伴う大規模水害により、水田において土壌侵食、表土流出等の被害。



浸水・流出した保管中の米



大規模な浸水被害を受けたほ場

## 被災農家営農再開緊急対策事業

- 保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなかった農家が営農を再開するために行う取組に要する経費を支援。

### 【支援の対象となる取組】

土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備、ゴミ・瓦礫の除去等

事業実施主体：市町村（国庫補助1/2）

単 価：70,000円/10a

要件：今後、収入保険や任意共済特約等に参加すること

## 水田農業継続特別対策

（持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）で実施）

- 地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農業の継続に向けて行う取組に要する経費を支援。

### 【支援の対象となる取組】

土づくり、土壌診断、作業委託及び機械レンタル等

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

単 価 等：①土づくり：10,000円/10a（定額）

②作業委託、機械レンタル等：補助率1/2

要件：今後、収入保険や農作物共済に参加すること

# ほ場等に堆積した稲わら等の処理について

- 被災された方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、稲わら等の堆積への対応として以下の対策を講じる。

## 稲わら等の堆積関係

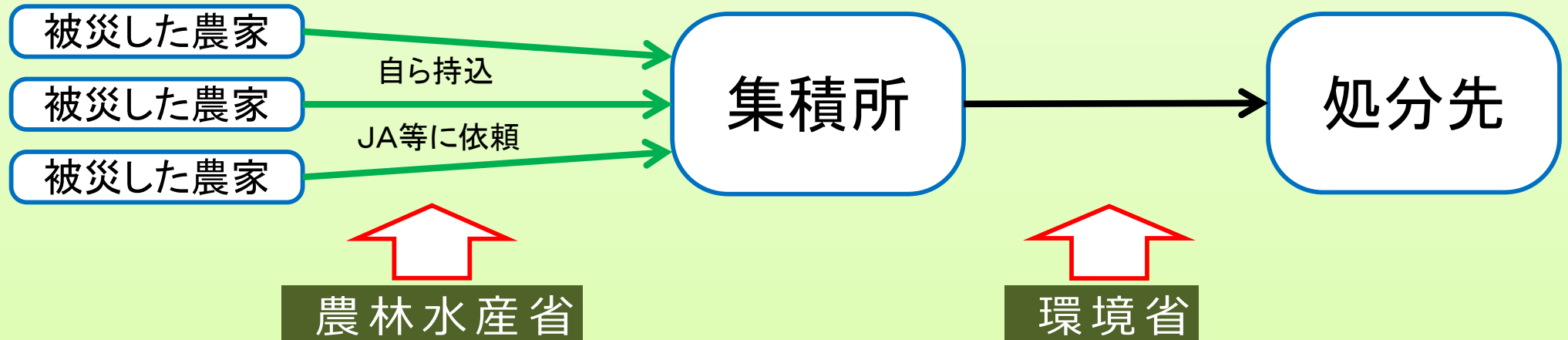
### 1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、ほ場等に堆積した稲わら等の処理を支援。

### 2. 処理スキーム

農家が集積所まで持込(自力又はJA等に依頼)

※ 集積所については、市町村の環境部局、農業部局、JA等の関係団体が調整して決定する。



稲わら等の撤去に係る経費を支援 [5,000円/m<sup>3</sup>]  
【持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)】

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

# 被災した農業用ハウス等への対応

## 災害復旧事業等による対応

- ① 被災した農業用ハウスのガラス片等が混入した農地について、災害復旧事業により、ガラス片等の除去を支援。
- ② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕(被災した施設及び災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂(土砂混じりがれき等)の撤去を含む。)に要する経費を助成。
- ③ 被災した共同利用施設等及び卸売市場の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。

## 災害廃棄物処理事業による対応

- ① 生活環境保全の観点から支障が認められる場合であって、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により支援。
- ② 「災害等廃棄物処理事業費補助金」の補助事業は、市町村に対して国庫補助が1/2、特別交付税措置を含めると最大90%の財政支援が可能。  
(激甚災害に指定された場合、最大95.7%の財政支援が可能。)

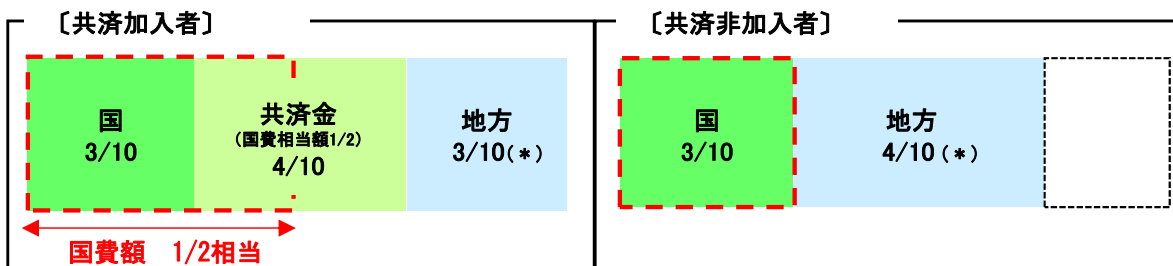
# 被災した農業用ハウスの復旧と補強にかかる支援

## パイプハウスの復旧



### ◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）※1

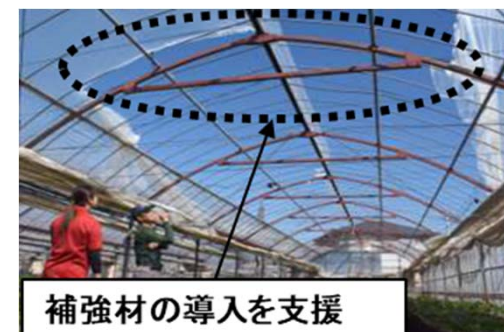
- 農業用ハウスの復旧・修繕・撤去。
- 補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに事前着工が可能。
- 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当を支援。（共済非加入の場合は10分の3相当）



\* 30年台風第24号対策では、千葉県、静岡県、愛知県で4/10を措置。  
(地方公共団体の負担率は事業費を超えない範囲で調整)

※1 旧被災農業者向け経営体育成支援事業

## パイプハウスの補強



補強材の導入を支援

### 施工業者に発注する場合

#### ◇強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）※2

業者が施工する場合に必要な経費を支援  
(補助率10分の3以内)

### 農業者が自力で施工する場合

#### ◇持続的生産強化対策事業※3

自力施工に必要な資材の共同購入費を支援  
(補助率2分の1以内)

### 施工業者、自力施工いずれの場合も

#### ◇農業用ハウス強靱化緊急対策事業

農業用ハウスの緊急点検の結果を踏まえ、都道府県が定めた「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づく場合のみ支援

補強に必要なパイプ等の資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援※4  
(いずれも補助率2分の1以内)

※2 旧経営体育成支援事業、※3 旧産地活性化総合対策事業

※4 復旧ハウス以外の既存の農業用ハウスへの補強も対象

# 被災を機に耐候性ハウスへの移行

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)\*等を活用し、被災を契機に新たに産地で共同利用する耐候性ハウスの導入を支援。
- 台風での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となり耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資の軽減等が可能。



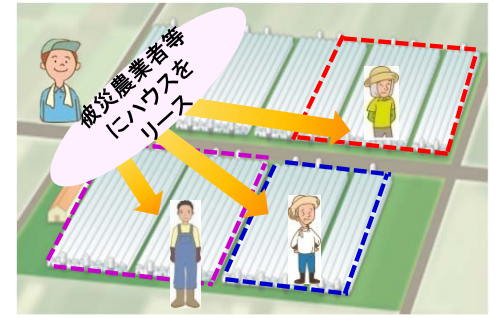
JAまたはJA出資法人



ハウス団地(共同利用)を整備



被災農業者等にハウスをリース



ハウスの一部を集積

【耐候性ハウスの場合】  
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援型)\*により、ハウスの撤去・整備を支援(補助率1/2以内)

ハウスの一部を集積

【パイプハウスの場合】  
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援事業)により、被災ハウスの撤去と、ハウスの資材購入を支援(自力施工)(補助率1/2以内)

農地を集積

低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス(基礎あり)
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上(耐風速50m/s)

整備費 1,100~1,400万円/10アール

リース方式により、再建に当たっての初期投資を軽減

- ① 農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2
- ② JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度の負担は大幅に軽減

低コスト耐候性ハウス(奥)とパイプハウス(手前)



\* 台風15号の強風により、パイプハウスは被害を受けたが、低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

\* 旧強い農業づくり交付金

# 園芸施設共済の加入促進イメージ

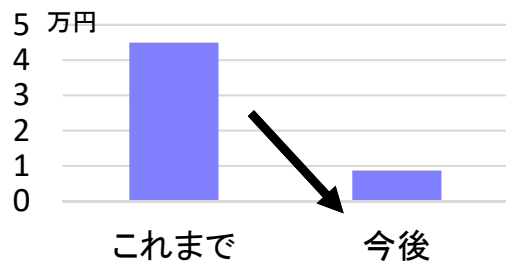
## 集団加入メリット措置の導入

### 集団加入に適した割引パッケージ

- ① 小規模被害を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ② 耐用年数を大幅に超過した施設を補償範囲に含めなくてよいこととする
- ③ 施設を補強したら掛金を割り引く
- ④ JA等が一斉受付を行い、確実な集団加入が見込める場合掛金を割り引く

最大で掛金を3割以下に

〔 農業者の掛金  
4.5万円 → 0.9 ~ 1.3万円 〕



※経営規模:パイプハウス15a(全国平均)

## 生産出荷団体等による集団加入促進

JA、農業法人協会、集荷業者、直売所等(全体で9割のシェア)と共済組合が、

- ① 共済の集団加入、
- ② 施設補修の促進等

に関する**協定**を締結

**集団加入パッケージを強力に推進**

## 集団加入促進を担保する措置

- ① 国の補助・融資金利における共済加入の要件化
- ② 協定を締結すれば、補助事業採択時のポイントを加点
- ③ ハウス建築業者の補助事業入札参加条件に「共済組合と連携して加入推進を図ること」を追加
- ④ 都道府県のハウス被害防止計画で地方公共団体単独事業の共済加入の要件化を推進

自家消費  
だけの農  
家を除き  
対象農家  
の大宗を  
共済加入  
に導く

## 園芸施設共済における掛金の割引について(経営規模:パイプハウス15a(全国平均))

掛金の割引措置		割引前 約4.5万円
20万円/棟以下の小規模被害を補償から除外	▲70%	▲3.2万円
耐用年数(パイプハウスで10年)を2.5倍以上経過した施設を補償から除外	▲20%※	▲0.3万円
施設の補強(太いパイプへの交換、これと同等の強度への補強)	最大▲15%	最大▲0.2万円
一斉受付での大宗の農業者の集団加入	▲5%	▲0.1万円
※ 除外対象となる施設の設置割合(パイプハウスの全国平均)		割引後 0.9~1.3万円



# 被災した農業用機械・畜舎等の復旧

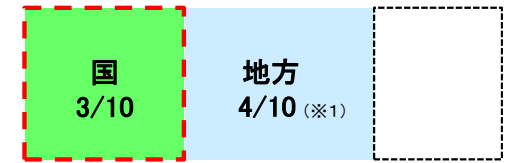
## 農業用機械・畜舎の再建・修繕・再取得

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)を発動し、農業用機械・畜舎の再建・修繕・再取得を支援(補助率3/10以内)。
- 補助上限額や対象地域の制限を撤廃。事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機の取得も対象。
- 台風第19号については、特定非常災害等に指定されたこと等を踏まえ、補助率を1/2に引き上げ。

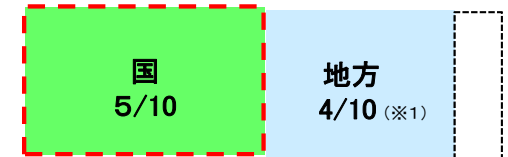
※1 30年台風第24号対策では、千葉県、神奈川県で4/10を措置。

※2 被災後も営農をやめることなく再開しようとする者(中心経営体など農地の持続的な利用を担う者)として市町村が認める者。

【被災農業者】

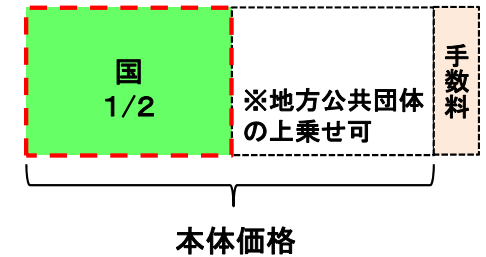


【台風第19号の被災農業者(※2)】



## 農業用機械のリース

- 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)では、被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業用機械を支援(補助率:本体価格1/2以内)。
- 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械が対象。
- 事前着工も可能。
- 初期投資の軽減に資する中古農機の取得も対象。



[農業用機械の再取得]



[畜舎の再建]



- 被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、停電への対応として以下の対策を講じる。

### 農業関係

- 早期の営農再開に向け、停電により出荷・使用できなくなった農作物や培地の撤去・消毒等の栽培環境の整備
- 追加的な種子・種苗・培地の確保
- 他の集出荷施設等への農作物の輸送等に必要な経費を助成。
- 被災した酪農・畜産農家に対し、停電に伴い発生した乳房炎の治療、死亡・廃用家畜に係る家畜導入
- 緊急的に行った非常用電源の確保等を支援。

### 林業関係

- 被災した特用林産物生産者の事業再開を支援するため、特用林産に係る生産資材の再導入に要する経費を助成。

### 水産関係

- 停電により出荷・使用できなくなった産地市場や蓄養施設等の機能を回復し、早期に経営を再開できるよう、荷さばき施設等の修繕
- 他の産地市場への水産物輸送等に要する経費を助成。